

長岡京市市民参加型合意形成プラットフォーム「Voice NAGAOKAKYU」実証実験運営要綱

(目的)

第1条 本要綱は、長岡京市(以下「市」という。)が株式会社 Liquitous(以下「事業者」という。)と締結する「DX を通した市民の行政参加促進に関する連携協定書」(以下「協定」という。)に基づき、市が実施する市民参加型合意形成プラットフォーム「Voice NAGAOKAKYU」(以下「プラットフォーム」という。)の実証実験について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プラットフォーム 市民が市政に関するテーマについて、インターネットを通じて意見交換や情報共有等を行うためのシステムをいう。
- (2) 実証実験 協定に基づき、市が事業者の協力を得て、プラットフォームの機能、運用方法等について検証を行うことをいう。
- (3) 関係人口 長岡京市と多様な形でかかわる人のことをいう。

(実証実験期間)

第3条 実証実験の期間は、令和6年11月1日から令和8年3月31日までとする。

(実証実験内容)

第4条 実証実験において検証を行う内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プラットフォームの機能に関する検証
 - ア 市が設定するテーマに対する市民からの意見募集、アイデア募集
 - イ オンライン上での市民ワークショップや意見交換会の実施
 - ウ 市民アンケートの実施
 - エ その他、市長が必要と認める内容
- (2) プラットフォームの運用方法に関する検証
 - ア 円滑な意見交換を促進するための運営方法
 - イ 不適切な投稿への対応
 - ウ 個人情報保護に関する事項
 - エ その他、市が必要と認める事項

(対象者)

第5条 プラットフォームを利用できる者は、原則として、長岡京市内に在住、在勤又は在学する者のほか、関係人口となる者とする。ただし、市が特に認める場合は、この限りでない。

(アカウント登録)

第6条 プラットフォームを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ、アカウントを登録するものとする。この場合において、利用者は、次に掲げる事項をプラットフォームに登録するものとする。

- (1) メールアドレス

- (2) 性別
- (3) 年代
- (4) 居住の状況

2 前項の規定にかかわらず、市は、事業者が提供するLINEアカウント連携機能を利用したアカウント登録を認めることができ、その場合はメールアドレスの登録を不要とする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、プラットフォームの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令、公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為を目的とする行為
- (3) 個人の名誉、信用を毀損する行為
- (4) 差別的な発言、誹謗中傷、わいせつな情報の発信
- (5) 虚偽の情報の発信
- (6) 個人情報 の無断収集、開示、提供
- (7) その他、市長が不適切と判断する行為

(投稿の削除等)

第8条 市は、利用者が前条の禁止事項に該当する行為を行ったと判断した場合、当該利用者に対する事前の通知なく、当該利用者の投稿の全部又は一部を削除し、又はプラットフォームの利用を制限することができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 市は、プラットフォームの運営にあたり、取得した個人情報を、法令の規定に基づき適正に管理するものとする。

(免責事項)

第10条 市は、プラットフォームの利用によって利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、プラットフォームの実証実験の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。